

平成30年度（第2回）奈良市上下水道事業運営審議会について	
開催日時	平成30年8月16日（木）午後2時00分～午後4時30分
開催場所	奈良市企業局 3階 研修室
議 題	奈良市下水道使用料の現状と課題
出席者	委員 伊藤委員、植野委員、植原委員、大西委員、桐木委員、杉江委員、田中委員、玉井委員、中室委員、森田委員、山田委員（大西委員、玉井委員、中室委員は欠席）
	事務局 池田管理者、津濱部長、阪上部長、芦田部長、多田次長、奥田課長、石原主幹、永野補佐、橋詰補佐、三尾谷係長、中井係員、津本係員
開催形態	公開（傍聴人 2人）
担当課	経営部経営管理課
意見等の内容の取りまとめ	
質疑要旨	<p>管理者挨拶 会長挨拶</p> <p>議事 （1）「有識者会議」の検討結果について （2）「経営ビジョン」について （3）更新事業の現況</p> <p>主な意見</p> <p>杉江会長 まず、有識者会議参加の二方より、管理者の説明を踏まえて、意見をお願いしたい。</p> <p>A委員 有識者会議での検討結果を6点にまとめ、前提条件を含めていくつかのシミュレーションと結果を提示したが、まず経営ビジョンが先である。管理者の言ったとおり、これではまだまだ不十分。前提条件の肉付けが必要となる。一般会計からの繰出金はどうなるのか。そして、市民が十分納得出来る形で周知することが必要である。また、説明では述べられていないが、最低10年間の経営計画をたてて、それを基本とした適正な使用者の負担となる料金体系を定めていく。という内容が有識者会議で決まった。</p> <p>山田副会長 ビジョンに抜けている項目は無いかという観点から見ると、これからの議論となる、料金体系の項目が必要である。また、管路を更新す</p>

	<p>るに当たり必要な起債に対する説明が足りない。数値目標などをどうしていくのか具体的な試案を出していくべきである。施策を決められるものはビジョンに、決められないものは課題として打ち出す。資金ショートを回避するすべを分かりやすく提示していくべきと考える。</p>
杉江会長	<p>料金体系がビジョンの中に入っていないのは、あまり問題ではないと思う。まず、あるべき姿を提示していくべきである。</p>
A委員	<p>これからの経営、管路の更新のためには料金収入だけではまかなえない。必ず借入が必要となる。将来を考え、借入額や使用者負担の割合を明確にする必要がある。そして、その借入額の限度額をビジョンに明記することが必要となる。</p>
山田副会長	<p>管理者に聞きたいのだが、下水道のビジョンの定義とは何か。水道のビジョンでは、10年間での可能な方策を示し、出来ないものは課題として明記しているが、下水道のビジョンではどうなのか。</p>
池田管理者	<p>私も10年くらいが妥当だと思う。基本的なものは10年単位で考えており、分析とかはもっと長い目で見ている。</p>
B委員	<p>今、下水道事業会計にお金が無く、これまでは普及の為に借りてきたがこれからは更新の為に借りていく必要がある。実際の更新をして行く上で必要な金額を、料金改定で計上していくことが重要である。</p>
C委員	<p>今も、お金を借りているのにこれからも大きなお金を借りることは出来るのか。市民が負担をした上で必要となるお金しか借りることが出来ないのではないか。市民に負担してもらわないとやっていけないのでは無いか。</p>
B委員	<p>雨水は税金、汚水は市民で負担するというのがスタンダード、もちろん市民の負担は必要だと考える。</p>
池田管理者	<p>審議会委員のレベルまで、市民に下水道事業について理解してもらえるよう努力する。</p>
C委員	<p>9月の自主防災期間にいろんな行事が地域で行われると思う。そうい</p>

う場でアピールして行くべきである。

D委員 使用者に対し、負担の義務があることについてしっかり説明責任を果たさなければいけない。また、改定に関していくつか必要なことがある。なぜ改定が必要なのか、なぜ更新が必要なのか、今、水道料金を払っていてさらになぜ下水料金を支払う必要があるのか、近隣都市ではどのように料金値上げをしているのか、そういう事をしっかり説明してもらわないと納得出来ない。

E委員 説明責任はとても大切。奈良には災害がなかなかない。そういう地域の人に分かってもらえる為に説明して行かなければならない。改定の時期が迫ってきている中で、市民の目に見える形で見てもらえる事が出来るのか。

杉江会長 何しろ下水は目に見えない事が多い。一回や二回の説明では無く、全員で発信していかなければならない。

山田副会長 使用者の目線に立つことが必要。資料の中で、空き家の推移があったが、もし基本料金を設定するなら、今まで水道を使用しなくてもこれからは、下水道使用料がかかるようになる。そしたら、水道自体を止めてしまう（閉栓）ということもある。そうすると、水道の基本料金が減収となるので、そういった問題も考えていかなければならない。

杉江会長 料金体系について後半は考えて行きます。

(4) 現在の下水道使用料について

(5) 汚水処理原価について

杉江会長 現在の下水道使用料は、1 m³で108円、そのうち54円を流域下水道の汚水処理費として県に支払っている。半分を県に支払っていて、汚水処理原価が131円。完全に赤字である。そして今、この金額を県に引き下げて欲しいと訴えているということで、料金改定が免れないのは分かるが、今この原価には更新費用や更新に係る人件費などは入っていないのか。

池田管理者 入っていない。

杉江会長 そういったものすべてをまかなった上での試算が必要となる。そして、下水費用のほとんどは固定費である。安定的な収入が必要という改定に繋がると考える。

E委員・山田副会長 県に汚水処理費を引き下げてもらえる事は可能なのか。

多田次長 議論は県に訴えている。

山田副会長 県に対してもこの54円の内訳の説明を責任をもって明確にしなければならない。市民も県民であるからして、この54円の内訳が何か分からないままで良いのか。

杉江会長 県の施設の更新費用がかかるなら、これからも負担は増えるのか。

多田次長 施設の更新や建設にかかる負担金はまた別に支払っている。

D委員 料金に対して、今108円のところを131円までに引き上げればよいのか。

池田管理者 ここに補助金収入や更新に係る費用を加え、検討していく。

杉江会長 次回は、下水道使用料の基本料金の制定など具体的な方法論を審議していく。事務局に対しては、これから答申案を出していく上で、その試算というものを見せて欲しい。